

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.78

No.78 2017.2.8

■ 2.10 院内集会（「高プロ・裁量労働制の規制緩和に反対し、真に実効性のある長時間労働の規制を求める院内集会」）の開催迫る！！

今国会では、働き方改革が大きなテーマとなっていますが、その一方で、労働時間規制そのものを骨抜きとする「高度プロフェッショナル制度（ホワイトカラーエグゼンプション）」導入と「裁量労働制の拡大」を内容とする労基法改悪も企図されています。

今求められているのは、規制の破壊ではなく、真に実効性のある長時間労働の規制であるはずですが。

ここに、日本労働弁護団、過労死弁護団全国連絡会議、全国過労死を考える家族の会が共催し、下記の日時・場所にて院内集会を開催することになりました。

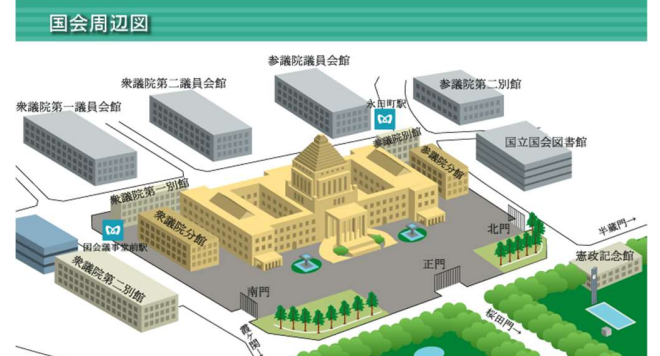
日時：2月10日午前11時半～

場所：衆議院第一議員会館地下1F大会議室

当日は、電通事件の被害者である高橋まつりさんのお母様からのビデオメッセージの他、三菱電機や太平洋セメントにて過重労働の被害に遭った方からもご発言をいただきます。その他、各党国会議員、過労死弁護団、労働弁護団、過労死家族の会からも発言があります。

マスコミの注目度も高く、労基法改悪を阻止するにあたり、非常に重要な集会です。

ぜひ一人でも多くのご参加をよろしくお願いいたします！！



■ 時間外労働月100時間を許容⇒実効性ある長時間労働抑制策といえるのか？

1月末、政府が考える労基法改正案の骨子が報道されました。それによれば、月平均の時間外労働時間を60時間とする一方で、繁忙期には100時間もの時間外労働を許容するというものです。

政権与党は、「働き方改革」の名のもとに、労働時間の上限規制を導入する一方で、労基法改悪を進めんとしていますが、抱き合わせの形で規制破壊を許すことが、長時間労働を加速させることは言うまでもありません。

加えて、そもそも、繁忙期につき過労死ラインを20時間も超えている100時間の時間外労働を許すような「働き方改革」が、実効性ある長時間労働規制となるはずがありません。働き方改革そのもの内容に対する批判の目を向けていく必要があります。

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

